

12環保 第166号
平成12年11月1日

日本鉄道建設公団
総裁 豊田 実 様

長崎県知事 金子 原二郎

九州新幹線（武雄温泉・新大村（仮称）間）環境
影響評価準備書に対する意見について（送付）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定による意見は別添のとおりです。

（担当 県民生活環境部環境保全課）

I. 全体的事項

- (1) 路線が棚田のある田園地帯や大村の市街集落地を通過するが、当該路線位置に決まった経緯や環境保全の観点から配慮した事項について、検討の有無並びにその結果を記載すること。
- (2) 土地改変の規模、工作物の構造、環境保全措置及び効果について、現段階において具体的な記述ができない場合、想定される作業工程や標準的モデル、代表的な事例等を用いてできる限り定量的な把握をしたうえで比較検討を行い、その経過並びに結果を記載すること。
また、他路線の事例を引用し予測及び評価をしている項目には、引用データの妥当性をできる限り具体的に示すこと。
- (3) 予測の前提である配慮事項について、今後の実施設計及び工事計画策定の段階での検討としている事項や具体的でない事項については、できる限り具体的に記載すること。
また、これらの配慮事項を確実に実行するための方針、検討過程及び実施状況の関係機関等への公表について、検討の有無並びにその結果について明らかにすること。
なお、このような配慮事項を前提とした予測において、影響が小さい若しくは影響を低減できるとしたものについては、その判断の根拠をできる限り具体的に記載すること。

II. 個別的事項

1. 環境の自然的構成要素分野

a. 大気環境関係

- (4) トンネルからの排気について、検討の有無並びにその結果を記載すること。
- (5) トンネル工事の実施における粉じんの発生については、予測及び評価の対象とされていないが、工事中の具体的な防止対策を記載すること。
- (6) 工事中の騒音及び車両の走行に伴う騒音の影響に係る環境保全措置について、内容をその効果も含め詳細に記載すること。
- (7) ダイオキシン類については、環境基準が設けられたことから、関係部分に追記するとともに、影響についての検討の有無並びにその結果を記載すること。
- (8) 工事中の予測対象時期である「環境影響が最大となる時期」について、具体的に記載すること。

b. 水環境関係

- (9) 高架や橋梁の橋脚部基礎等地下構造物の地下水位への影響について、検討の有無並びにその結果を記載すること。
- (10) 工事中の降雨による土砂等の流失防止対策について、仮設沈砂池・仮締め切り・切り回し水路の規模・構造・効果及び汚濁水処理装置の仕様を明らかにすること。
なお、局所的な大雨に伴う工事箇所からの濁水の流出等に対応するため、工事中の気象状況の把握を十分に行い、これを工事計画に反映するような対策を検討すること。
- (11) 計画路線及び周囲には地下水脈が多く、公共水源井のほか事業用、農業用及び個人の井戸、湧水等が多数存在しており、特に郡川下流域の扇状地等一部において地下水の低下傾向が見られている。
このため、事業の実施に際しては、これらの水資源に支障を及ぼさないような工法を採用するとともに、隨時、地下水や湧水の水位・水量・水質の点検を行うこと。
また、農業用水路や溜池については、事前調査を実施する等、農業用水の枯渇その他農業環境の悪化をきたさないよう十分な配慮を行うこと。
なお、点検や事前調査については、その結果を公表すること。

c. 土壤に係る環境・その他の環境関係

- (12) 活断層上への路線の設置について、安全性の検討の有無並びにその結果を記載すること。(大村湾の中央部にはほぼ東西に走る活断層が大村の沖積平野の下に延びており、過去には定期的に数度動いていることが明らかにされている。1998年地球惑星科学関連学会合同大会 高知大 岡村 真 発表)
- (13) 電波障害については、携帯電話等への影響についての検討の有無並びにその結果を記載すること。
- (14) 現時点で確認している文化財について、その保存に格段の配慮を行うとともに、路線周辺の未発見の遺跡に関し、関係機関との協議のうえ、必要な分布調査を実施すること。
- (15) 重要な地形として抽出した地域に、橋梁及びトンネル坑口を設置するものの改変は低減できると予測した根拠並びにその予測をもとに実行可能な範囲において低減が図られていると評価した根拠をできる限り具体的に記載すること。

2. 生物多様性分野

a. 動植物等全般関係

- (16) トンネル坑口付近の建設工事による一時的な改変について、その改変の程度を具体的に記載すること。
- (17) 動植物及び生態系に関する調査について、調査地周辺の自然環境の概況が把握できる縮尺でもつて調査ルート、調査時点を明示すること。
なお、盗掘等の防止のため調査ルート等を表示しない場合は、盗掘等による影響が懸念される旨を明示すること。
- (18) 次の予測及びその予測をもとに動植物等への影響が実行可能な範囲において低減が図られていると評価した根拠をできる限り具体的に記載すること。
 - ①計画路線と生息確認地及び生育地等との距離関係から改変を受ける可能性は小さいとした予測
 - ②工事による改変等が行動圏のうち部分的であることや生息及び採餌環境並びに分布が広域であること等から、生息環境及び生息状況の変化は小さいとした予測
 - ③生息地及び繁殖可能な環境等について工事施工ヤード及び工事道路の設置による改変の可能性が低いことから、影響は小さいとした予測

b. 動物関係

- (19) 工事中の降雨の際、トンネル、切土部、盛土部から河川等へ流出する土砂が水域の生態系に影響を与えることが予測されることから、工事計画の策定において、十分に配慮すること。
- (20) バラタナゴ属の一種については、確認された生息地は、水路、溝状の流路であるが、現在の生息環境の保全に配慮すること。
- (21) 環境庁公表の無脊椎動物のレッドリストを選定基準に追加するとともに、それに基づき選定された重要な種について予測及び評価を行うこと。
- (22) 工作物への事故的な衝突を予測しつつも、生息への影響は小さいと予測したものについて、その根拠並びにその予測をもとに実行可能な範囲において低減が図られていると評価した根拠を回避策の検討も含めできる限り具体的に記載すること。

c. 植物関係

- (23) イネ科植物（稻）への列車の走行に伴う光の影響について、検討の有無並びにその結果を記載すること。
- (24) 植物に係る専門家への聞き取りにより知り得た貴重と思われる種及びその生育の有無について記載するとともに、必要に応じて、予測及び評価を行うこと。

- (25) 現地調査により確認された植物群落と、現存植生図の凡例との対応が分かるように記載すること。
確認された湿生植物群落が現存植生図の凡例の何れに属するものであるかを明示するとともに、「方法書についての県知事の意見に対する事業者の見解」で述べている湧水箇所等に生育する重要な種及び群落等の有無について調査結果をもとに明らかにすること。
- d. 生態系関係
- (26) 注目種への影響については、注目種の生態・生息空間へ及ぼす要因、影響の程度と内容を詳細に分析し、その結果を記述するとともに、できる限り具体的に予測すること。
- (27) 注目種の生育・生育環境により抽出された区域の生態系への影響に関する予測については、食物連鎖から導き出されている種間の繋がりへの影響、様々な生息空間の繋がりへの影響等を注目種への影響予測結果を活用しつつ、現在の生態系に関する最新の知見をもとに可能な範囲での予測及び評価を行うこと。
- (28) 次の予測及びその予測をもとに生態系の影響が実行可能な範囲において低減が図られていると評価した根拠をできる限り具体的に記載すること。
①工事による改変が点的、部分的であること及び改変を小規模に留めること等から、生態系の構成等に大きな影響はないとした予測
②既存の道路及び鉄道の影響を受けた環境において、新たな施設の設置による環境の分断が生じても、生態系の構成に大きな変化はないとした予測
③トンネル・高架・橋梁の設置が生態的な連続性を大きく分断しないとした予測

3. 人と自然との豊かな触れ合い分野

a. 景観関係

- (29) 高架や橋梁等の工作物については、千錦川、彼杵川流域等の田園地帯や棚田の景観との調和を図るとともに、大村市街近郊では中・近景的な都市デザインとの整合や、路線周辺住民の受ける圧迫感等、近景域での景観についても配慮すること。

- (30) 計画路線周辺から眺望点1点を選定した理由をできる限り具体的に記載すること。

また、武留路山や多良山系等の日頃から住民のランドマークとして認識されているもの及び日頃から親しんでいる田園風景、棚田風景、渓谷風景等に対する、近景、中景、遠景それぞれの眺めへの影響について、検討の有無並びにその結果を記載すること。

- (31) 自然公園の景観資源の一部改変について、それが谷間への橋梁、トンネル坑口の設置という改変であることから、景観資源の改変は最小限であると予測した根拠を工作物の設計との関連を踏まえ、できる限り具体的に記載すること。

b. 人と自然との触れ合いの活動の場関係

- (32) 計画路線周辺から人と自然との触れ合い活動の場1箇所を選定した理由及び根拠を具体的に記載すること。

また、利用施設が整備されている箇所の存在に加えて、当該地域全体の自然環境の利用状況を把握したうえでの、人と自然との触れ合い活動の場への影響について、検討の有無並びにその結果を記載すること。

4. 環境への負荷分野

a. 廃棄物等

- (33) 供用後に発生する廃棄物については、全体の事業計画が確定した段階で、その数量を明らかにするとともに、排出抑制、減量化及びリサイクルの視点を踏まえた処理計画を作成し公表すること。

また、処理計画の作成に際しては、県及び関係市町村の廃棄物処理計画との整合について、その検討の有無並びにその結果を記載すること。

III. 環境保全措置

1. 基本的な考え方

(34) 自然環境への影響を回避・低減するために実施される環境保全措置については、予測・評価の対象となっている種ごとに保全に対する基本的な考え方及び現時点で考えられる方策をできる限り具体的に記述すること。

また、環境保全措置の妥当性を確保するために、必要に応じて、専門家からの意見聴取等を行うこと。

(35) 環境保全措置について、今後の実施設計及び工事計画策定の段階での検討としているものや具体的でないものについては、できる限り具体的に記載するとともに、具体的な記載ができないものについては、効果が不確実であるものとして事後調査の対象とすること。

また、このような環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲において低減が図られていると評価したものについては、その判断の根拠をできる限り具体的に記載すること。

なお、環境保全措置を今後確実に実行するための方針、検討過程及び実施状況の関係機関等への公表について、検討の有無並びにその結果を明らかにすること。

2. 代償措置

(36) 自然環境への影響については、やむを得ず代償措置によらざるを得ない場合は、関係機関・専門家からの意見を聴取する等により、最も適切と考えられる手法を採用すること。

また、代償措置の効果を確認するうえでのモニタリングが必要不可欠のものであることから、代償措置によった場合のモニタリングに対する考え方を明らかにすること。

IV. 環境状況把握のための措置

1. 事後調査計画

(37) 工事の実施において影響が予測される環境要素の配慮事項及び環境保全措置について、工事期間が長期予定されており、その効果の不確実性等が懸念されるので、事後調査項目の追加等、十分な事後調査計画を検討すること。

(38) 準備段階における設計時点での環境影響評価の判断が用意できない事項については、詳細設計作成後、工事中、運用開始後等に区分した事後調査計画を作成し記載するとともに、事後調査計画の内容及び工事の実施により得られる環境情報については公表すること。